

静岡県選挙管理委員会告示第4号

下田市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することのできる公営施設として指定した次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

令和5年2月20日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

名 称	所 在 地
下田市立老人憩の家	下田市4丁目6番34号